

亀山市告示第44号

亀山市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱等の一部を改正する告示

(亀山市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱の一部改正)

第1条 亀山市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱(平成17年亀山市告示第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (経過措置) [2 略] <u>(失効)</u> 3 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	附 則 (経過措置) [2 略] [項を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱の一部改正)

第2条 亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱(平成17年亀山市告示第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (リフォーム工事に対する補助金の加算)	附 則 (リフォーム工事に対する補助金の加算)

[3 略] <u>(失効)</u> 4 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	[3 略] [項を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付要綱の一部改正)

第3条 亀山市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付要綱（平成18年亀山市告示第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 <u>(施行期日等)</u> 1 この告示は、公表の日から施行し、平成18年度分の補助金の交付から適用する。 <u>(失効)</u> 2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>附 則 この告示は、公表の日から施行し、平成18年度分の補助金の交付から適用する。 [項を加える。]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付要綱の一部改正)

第4条 亀山市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付要綱（平成30年亀山市告示第112号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 <u>(施行期日等)</u> 1 この告示は、平成30年7月1日から施行し、同日以後に締結される空き</p>	<p>附 則 この告示は、平成30年7月1日から施行し、同日以後に締結される空き家の</p>

<p>家の売買契約又は賃貸借契約に要する仲介手数料に対する補助金の交付から適用する。</p> <p><u>(失効)</u></p> <p>2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u></p> <p><u>(失効に伴う経過措置)</u></p> <p>3 <u>前項の規定によるこの告示の失効の際現にこの告示に基づいて交付の決定をしている補助金の請求については、この告示の失効にかかわらず、第7条の規定は、なおその効力を有する。</u></p>	<p>売買契約又は賃貸借契約に要する仲介手数料に対する補助金の交付から適用する。</p> <p>[項を加える。]</p> <p>[項を加える。]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

(亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱の一部改正)

第5条 亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱（平成30年亀山市告示第113号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この告示は、平成30年7月1日から施行する。</u></p> <p><u>(失効)</u></p> <p>2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u></p> <p><u>(失効に伴う経過措置)</u></p> <p>3 <u>前項の規定によるこの告示の失効の際現にこの告示に基づいて額の確定をしている補助金の請求、交付している</u></p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、平成30年7月1日から施行する。</p> <p>[項を加える。]</p> <p>[項を加える。]</p>

<u>補助金の交付の決定の取消し及びその返還並びに書類の整理等については、この告示の失効にかかわらず、第11条から第13条までの規定は、なおその効力を有する。</u>	
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市住宅取得支援事業補助金交付要綱の一部改正)

第6条 亀山市住宅取得支援事業補助金交付要綱（平成31年亀山市告示第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1</u> この告示は、平成31年4月8日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(失効)</u></p> <p><u>2</u> この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この告示は、平成31年4月8日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">[項を加える。]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市空き家対策総合支援事業補助金交付要綱の一部改正)

第7条 亀山市空き家対策総合支援事業補助金交付要綱（令和2年亀山市告示第118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1</u> この告示は、公表の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(失効)</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この告示は、公表の日から施行する。</p>

<p><u>2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u> <u>(失効に伴う経過措置)</u></p>	<p>[項を加える。]</p>
<p><u>3 前項の規定によるこの告示の失効の際現にこの告示に基づいて交付の決定をしている補助金の交付の決定の取消しについては、この告示の失効にかかわらず、第12条の規定は、なおその効力を有する。</u></p>	<p>[項を加える。]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。